

生活衛生関係営業を経営するみなさま

生活衛生同業組合加入

を

おすすめします



組合加入のメリット①
賠償保険の
保険料の節約



組合加入のメリット②

特別金利の
生活衛生融資

組合加入のメリット③

経営に必要な
情報の入手
など



11月は生活衛生同業組合活動推進月間です

生活衛生同業組合(生衛組合)は、法律に基づき都道府県知事認可により設立されています。どなたでも加入できます。

生活衛生同業組合加入

1

各種共済、保険料掛金の節約

- ・総合賠償共済制度
- ・生命傷害共済制度
- ・火災共済制度
- ・自動車総合共済制度 など

(注) 共済・保険制度は各業の特性に応じて内容が異なります。

<例1>
経費節約

2

研修会、講習会無料参加

- ・各業の技術講習会
- ・各業の衛生管理セミナー
- ・感染症対策講習会
- ・経営セミナー など



3

いち早い情報の入手

HACCPや受動喫煙防止対策への対応、規制緩和、食中毒、新型インフルエンザなど組合のネットワークで必要な情報をいち早く入手

<情報伝達の流れ>



保険料の安い団体保険制度への加入がお得です

美容組合の例

美容所賠償責任補償制度の概要

美容組合の組合員になると、1店舗年間1,600円という組合ならではのリーズナブルな掛金で、大きな補償を受けられる保険に加入できます。

- 掛金は1店舗につき年間**1,600円**
- 身体賠償は1名につき**5,000万円**まで。1事故につき**1億円**まで。
- 財物賠償は1事故につき**300万円**まで。*受託物は500万円まで。



飲食業組合の例

全飲連新総合賠償(食中毒)共済制度の概要

「全国飲食業生活衛生同業組合連合会(都道府県飲食業組合の全国団体)」の組合員になると、食中毒賠償と総合賠償が一つになった共済制度に加入できます。組合ならではのリーズナブルな保険料です。

●年間売上高**5,000万円**以下の一般飲食店・居酒屋の場合

エコノミー
プラン

食中毒賠償事故のみ補償

年間**2,300円**の掛金で**5,000万円**まで補償
(月々の掛金はわずか**192円**)

*オプションで休業補償も追加できます

ワイド
プラン

食中毒賠償事故 + 生産物賠償事故(財物賠償) + 施設・昇降機賠償事故 + 受託物賠償事故 + 人格権侵害・宣伝障害

年間**5,500円**の掛金で、**5,000万円**まで補償(W型)

*オプションで休業補償も追加できます



◆各組合の団体保険制度の詳細は、都道府県組合にお問い合わせ下さい。

は多くのメリット!!

4

生活衛生融資 有利な条件で 利用できます

- ・低金利
- ・融資限度額が大きい
- ・長い返済期間
- ・無担保・無保証人の融資制度
- ・復興事業促進支援融資制度



<例 2>
金利負担縮減

5

無料相談が受 けられます

業種に応じた経営、法律、融資、税務、衛生に関する無料相談



6

各業の個別特典 で経費節約・ 利益アップ!

- ・カラオケ著作権料 **20%** 割引
- ・クレジットカード手数料の **優遇**
- ・NHK受信料の **大幅割引**
- ・電気代は、組合契約の新電力会社への切り替えで、**大幅削減**

<例 3>
経費節約

生衛組合に加入すると、 日本政策金融公庫の 「生活衛生融資」 が有利な条件で利用できます

(令和元年6月末現在)

融資限度額が
大きい

一般貸付の7,200万円
に対し、組合員の場合
は1億5,000万円

金利が
低い

組合員は通常の金利と
比べ最大▲1.2%低利
1,000万円(10年間)
の融資で約60万円の差

ここが違う!

融資制度
(振興事業貸付)

返済期間が
長い

一般貸付は13年以内
組合員は20年以内

返済期間が長いと、
毎月の負担が少なくなる
だけでなく、計画的
に借入ができます



小規模経営者には、
**無担保・
無保証人**
の組合員に対する
融資制度あり

設備資金と運転資金をあわせて
2,000万円、返済期間は設備
10年、運転7年

カラオケ著作権料
毎月20%の割引
(年払いは30%)。
BGMも20%割引
です。



※社交業や飲食関係の組合・旅館ホテル組合

NHK受信料

組合を通じてのお支
払で大幅割引。大変
お得です。

※全国旅館ホテル組合



クレジットカード

組合加入で手数料
率の優遇。その分
経費節約ができます。



※各業の特性に応じて実施されており、
取扱いのない組合もあります。

(注) 個別特典は、各業の特性に応じて
実施されており、すべての業種・組
合にあてはまるものではありません。

**生衛組合は、組合員一人一人の力を合わせて、
生衛業の振興や地域を守るため活動しています**

- ・ 交際費課税の損金算入制度の特例措置延長（消費の拡大で経済活性化）
- ・ 消費税の軽減税率の対象範囲拡大等の要望活動実施により生衛業の負担軽減
- ・ 受動喫煙防止対策の適用基準緩和の要望活動実施により生衛業の負担軽減
- ・ 民泊の条例規制上乘せ等の要望活動実施により地域の生活環境と住民の安全安心を確保
- ・ 超高齢社会に向けた訪問理美容の拡大など市町村が行う地域包括ケアシステムへの参画
- ・ 大規模災害時に備え、地域の行政と災害時支援協定の締結
- ・ 住民生活に不可欠な生衛業を地域に存続させるための後継者育成事業の実施 等

こうした活動の実施には多くの組合員の皆様の支えが必要です。組合加入は、地域経済を支え、超高齢社会における地域社会の暮らし、豊かな国民生活にも、間接的に貢献していることとなります。

広島県の生活衛生同業組合のお問い合わせ先

（組合加入やご相談などお気軽にどうぞ）

組 合 名	所 在 地	電 話 番 号
広島県すし商生衛組合	広島市中区袋町 4-14-501 (株)西村内	082-545-0610
広島県社交飲食生衛組合	広島市中区河原町 1-26 広島県環衛ビル 6階	082-293-7907
広島県料理業生衛組合	広島市西区井口 3-19-5 東洋観光グループ研修所内	082-277-2000
広島県飲食業生衛組合	広島市中区河原町 1-26 広島県環衛ビル 6階	082-293-7845
広島県喫茶飲食生衛組合	広島市中区河原町 1-26 広島県環衛ビル 7階	082-293-9908
広島県食鳥肉販売業生衛組合	広島市安佐北区深川 5-39-5 (株)SHOKUCHO 内	082-516-4800
広島県食肉生衛組合	広島市中区河原町 1-26 広島県環衛ビル 7階	082-296-0700
広島県理容生衛組合	広島市中区河原町 1-26 広島県環衛ビル 5階	082-296-1001
広島県美容業生衛組合	広島市中区河原町 1-26 広島県環衛ビル 6階	082-296-2220
広島県興行生衛組合	広島市中区河原町 1-26 広島県環衛ビル 7階	082-293-9919
広島県ホテル旅館生衛組合	広島市中区河原町 1-26 広島県環衛ビル 6階	082-296-1021
広島県公衆浴場業生衛組合	広島市中区河原町 1-26 広島県環衛ビル 5階	082-293-7848
広島県クリーニング生衛組合	広島市中区河原町 1-26 広島県環衛ビル 5階	082-234-1755

都道府県生活衛生営業指導センターは、生衛業の皆様と生衛組合を支援します

主な業務

- ・ 経営、税務、労務、融資、衛生等の無料相談
- ・ 設備資金・運転資金の融資相談
- ・ 経営改善等の無料セミナーの実施
- ・ 生衛業に関する最新情報及び資料の提供
- ・ 消費者への生衛業啓発、苦情相談の実施 等



都道府県指導センターに
お気軽にお電話ください



※指導センターは「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」に基づき、都道府県知事が指定する公益財団法人です。

公益財団法人 広島県生活衛生営業指導センター

〒730-0856 広島県広島市中区河原町1-26 広島県環衛ビル8階

TEL : 082-532-1200 FAX : 082-532-2210

広島県指導センター

検索